

Q 夫の浮気と浪費に耐え切れず離婚調停を申し立てたところ、夫が「子どもの面倒を見る」とか「離婚したくない」と言い出しました。でも夫の本心とは思えず、調停を長引かせるために駆け引きをしているようです。このようなことはよくあるのですか。

離婚調停 夫が駆け引き？

A 質問者である妻 「どうしても離婚する親として子どもに会うこの立場から、今回のような離婚調停の進め方」と言つ夫も多いです。妻流)。従つて妻としては、

①離婚の成否
離婚調停の席でそれまで妻に冷たかつた夫が感謝料や養育料を支払いたくないためか急



夫夫婦関係の崩壊 主張を

去に子どもの面を拒否できません。ただ倒をほとんど見なかつたこと、子どもに対する愛情が薄いこと、子どもを育てる良好な環境が妻の方に整っていることなどを指摘して妻こそ親権者にふさわしいと主張します。

④養育料
親権が取れなかつた夫は離婚後、子どもの養育料を支払わなければなりません。面会交流を嫌う妻が多いため、夫が「面会交流を拒否するならば養育料は支払わない」と言うケースが多いのも事実です。このような場合は、

に「離婚したくない、もう一度やり直したい」と言い出すことはよくあります。妻としては夫の浮気、暴力、浪費などを指摘し、夫の言動が本心でないことや、既に夫婦関係が崩壊していることを主張して離婚を求めます。

②親権者の指定

③面会交流
「妻が子ども親権者になるなら月に1回は子どもに会いたい」と条件を出す夫も多くいます。たとえ離婚しても、親子の関係は離婚後も続きますので夫は父

面会交流は拒否できないと妻を説得し、養育料の支払い義務は逃れられないと夫を説得します。

(弁護士 清源万里子)